

■ 寄附の手続きについて

寄附金の募集期間

随時

寄附金の種類

一般寄附（当財団の公益目的事業に活用いたします）

個人 3,000円以上
法人 10,000円以上

申込方法

所定の寄附申込書に必要事項を記入のうえ、当財団まで直接ご持参いただくか、郵送、FAX、Eメールにてお申し込みください。

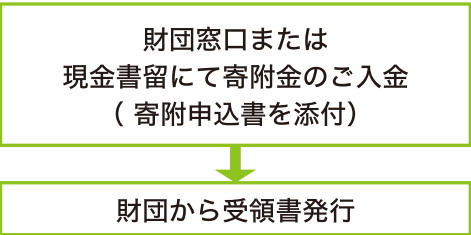
※寄附申込書は財団窓口、石橋文化センターホームページに準備しております。

入金方法

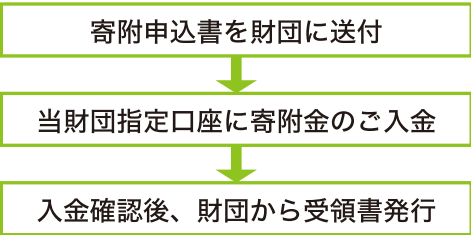
- ①現金 当財団窓口にて寄附申込書を添えて直接お持ちください。
現金書留の場合は、寄附申込書を同封の上、当財団に郵送してください。
- ②銀行振込 寄附申込書送付後にお振込みください。振込手数料はご負担をお願いします。

寄附の流れ

①現金



②銀行振込



税法上の優遇

当財団は、公益財団法人の認定を受けております。当財団に対する寄附金には、税制上の優遇措置が適用されます。詳細は所轄の税務署又は税理士にお尋ねください。

■個人寄附の場合

- ① 所得税 所得税の寄附金控除額=寄附金額-2,000 円
※総所得等金額等の40 %相当額が限度
所得税の確定申告を行うことによって、控除されます。なお、当財団は、税額控除対象法人ではありません。
- ② 住民税 住民税の寄附金控除額 =(寄附金額-2,000 円) ×10%
※所得税の確定申告をする場合は、住民税の申告は不要です。

■法人の場合

一般の寄附金とは別枠で、以下により算出された額を限度に損金算入が認められます。
(資本金等の額×0.375 % + 所得金額× 6.25 %) × 1/2

お問い合わせ・申込先

公益財団法人久留米文化振興会 総務課
〒 839-0862 福岡県久留米市野中町 1015 石橋文化センター内
TEL 0942-33-2271 FAX 0942-39-7837 Eメール icc@ishibashi-bunka.jp



楽しみと幸福の時間。
石橋文化センター

開館時間/9:00~17:00
休館日 /月曜日(祝日・振替休日は開館)
年末年始(12/28~1/3)



楽しみと幸福の時間。
石橋文化センター





寄附金は次のような事業に活用させていただきます。

皆さまの応援が“楽しみと幸福の時間”を創ります

石橋文化センターは、1956(昭和31)年にブリヂストン創業者の石橋正二郎氏が「世の人々の楽しみと幸福の為に」と願い、郷土の久留米市に建設、寄贈された総合文化施設で、美術館、音楽ホール、庭園などがあります。公益財団法人久留米文化振興会は、石橋文化センターを拠点に、様々な文化事業を通じて楽しみと幸福の時間を創出しています。四季折々の魅力に彩られた庭園や安心して過ごすことができる環境の維持、多彩な事業を実施するためには、皆さまからのご支援が欠かせません。当財団の活動にご賛同いただき、ぜひ応援をお願いします。



皆さまの寄附を活用します

園内の花木類の充実

バラ園、つばき園、花壇の維持や紅葉する樹木の充実に活用します。



皆さまの寄附を活用します

ライトアップ設備の充実

ライトアップ設備を充実し、夜間の楽しみを創出します。



皆さまの寄附を活用します

ななつの花めぐり事業の充実

四季折々の花をテーマとした事業を展開し、楽しみと幸福の時間をお届けします。

※「ななつの花めぐり事業」とは、春のバラフェア、あじさい・花しょうぶまつり、秋のバラフェア、もみじまつり、梅まつり、つばきまつり、SAKURAまつりの総称です。



皆さまの寄附を活用します

ミュージアム化事業の充実

石橋文化センターをひとつのミュージアムと捉え、各施設の連携による事業を実施します。